

大阪広域環境施設組合
鶴見工場建替・運転委託事業

入札説明書等に対する第1回質問への回答

令和4年5月27日

大阪広域環境施設組合

■入札説明書に対する質問への回答

No.	ページ	章	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
1	4	1	-	-	-	入札説明書の位置付け	「令和4年3月30日付 要求水準書（案）に対する質問・意見への回答」の内容も要求水準の一部と理解してよろしいでしょうか。	令和4年4月15日に入札公告を行っているため、それ以前の手続きである「鶴見工場建替・運転委託事業に係る要求水準書（案）に対する質問・意見への回答」は、要求水準の一部ではありません。
2	12	4	1	(2)	エ(イ)	監理技術者調書の専任	(イ)「建築工事を実施する企業にあつては、建築工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。」と記載ありますが、配置予定の監理技術者について、1名での専任ではなく、複数名で提出してよろしいでしょうか。	現時点では、複数名での提出を可とします。
3	13	4	1	(2)	オ(イ)	運転管理企業現場総括責任者の配置	また、運転管理企業の現場総括責任者についても複数名で提出してよろしいでしょうか。	現時点では、複数名での提出を可とします。ただし、現場総括責任者の経験によっては、加点審査の配点に影響を及ぼす場合があります。
4	12	4	1	(2)	エ(カ)	監理技術者調書の専任	(カ)「プラント設備工事を実施する企業にあつては、プラント設備工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。」と記載ありますが、専任配置期間はプラント設備工事の施工期間中と理解してよろしいでしょうか。	試運転期間を含むプラント設備工事の施工期間は監理技術者資格者証を有するものを専任で配置してください。
5	16	4	2	(8)	イ	著作権	入札参加者から提出する資料の内容を公表される場合は、当該内容に特許・ノウハウ等が含まれるため、事前に入札参加者の承諾を得ることとさせていただけないでしょうか。	特許・ノウハウが含まれる部分について公表する場合は、事前に協議することとします。
6	27	6	1	(2)	カ	納税証明書	国税のものは、大阪市様の入札参加資格申請で提出したものと同一電子納税証明書（PDFファイルの印刷物）と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	39	別紙4	建設段階	工事遅延		別紙4 予想されるリスク及び組合と事業者のリスク分担保	「新型コロナウイルス感染拡大の影響」「世界的な半導体不足に伴う電子部品の供給遅延」「ウクライナ情勢」等の発注者・受注者いずれの責にも帰さない事由による資材・機器等の納期遅延が生じ、工事遅延によりコストが増大した場合は、「不可抗力」に該当し、事業者の責任ではないと理解してよろしいでしょうか。	天災等の不可抗力によるリスクは軽微なものを除き組合のリスクとなっています。一概に「新型コロナウイルス感染拡大の影響」「世界的な半導体不足に伴う電子部品の供給遅延」「ウクライナ情勢」等が不可抗力に該当するとは言えないと考えています。ただし、国、府等の通知、指導に基づき協議することとします。
8	-	-	-	-	-	対面的対話の開催について	対面的対話の開催を検討いただけませんか。6月中等なるべく早い時期の開催を希望します。入札参加者が直接対話することにより、要求水準等の記載内容に対する理解を深め、解釈の相違をなくすために必要と考えております。	対面的対話を実施します。実施方法については、令和4年5月27日に組合ホームページへ公表します。

■要求水準書に対する質問への回答

No.	編	ページ	章	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
9	2	3	1	1	(4)	オ (ア) B	地質調査 第1編共通事項 別紙2 地質調査資料	土質柱状図がありますが、計画地全体を網羅しているものではなく、また記載内容も土質とN値の情報のみです。 既存建屋の杭は≒GL-20mの砂礫層となっていますが、その下には粘土層がありこの層の強度が不明です。入札後の詳細な地質調査によって杭長は決めることとし、入札時においては支持層を決めていただけないでしょうか。	地質調査は、必要に応じて建設事業者において調査を行うこととなっています。支持地盤深さはご提案いただく内容です。
10	2	3	1	1	(4)	オ (ア) C	煙突調査	既存煙突の再利用のため、現行耐震基準に対する検討が必要な場合、地盤のPS検層結果及び杭に関する情報（構造図）をご教授ください。	地盤のPS検層による調査は実施していません。 杭に関する情報については、鶴見工場竣工図をご確認ください。
11	2	5	1	1	(4)	オ (ア) C	煙突調査	組合様からご提示いただいた資料に基づき、既存煙突の再利用が可能と判断しておりましたが、詳細調査の結果、再利用が不可能であることが判明し、既存煙突を解体のうえ、煙突を新設した場合は、建設工事請負契約書第25条に基づき、請負金の増額を認めていただけないでしょうか。	令和3年3月の「大阪広域環境施設組合鶴見工場建替計画における基本方針について（答申）」を踏まえ、煙突を再利用することが望ましいと考えておりますが、煙突新設をご提案いただいても請負金額の増額は認めません。
12	2	5	1	1	(4)	オ (ア) F	土壌汚染対策 法への対応	組合様からご提示いただいた資料（鶴見工場建替用地土質調査業務委託報告書、要求水準書 別紙3及び別紙4等）に基づき、土壌汚染対策・地下埋設物の撤去の数量を見込んでおりましたが、土壌調査の結果、土壌汚染対策・地下埋設物の撤去が広範囲に必要なことが判明し、数量が大きく増加した場合は、実施精算により請負金の増額を認めていただけないでしょうか。	土壌汚染調査結果及び関係部局との協議の結果により、除去対象想定汚染土量から変更が生じれば、増減量に応じて請負金額の増減変更を行います。 提示資料の範囲を超える広範囲の地下埋設物の撤去が必要になったことによる数量増加に対しては協議のうえ、合理的な範囲において請負金額の増変更を行います。
13	2	16	1	3	(7)	-	別途工事等との調整	敷地内外において組合様並びに他団体が別途発注した工事及び業務委託として、現時点で予定されているものがあれば概要をご教示願います。	現時点では、建物下以外の表層の土壌調査、表層調査の結果を踏まえた深度方向の土壌調査、工事中の環境調査及び施工監理を実施する予定です。
14	2	29	1	6	(2)	ア	公害防止管理 値 表2-7 有害物質の排出口における規制基準（大阪府生活環境の保全等に関する条例）	銅及びその化合物のK値=0.034は、K=0.34ではないでしょうか。	要求水準書の一部に記載誤りがありました。 詳しくは、添付資料2をご確認ください。
15	2	165	3	11	(1)	イ	受電点3相短絡電流	受電点3相短絡電流を算出するにあたり、電力系統側の%インピーダンスの値をご教示願います。	一般送配電事業者に確認したところ、「供給線を確定しないと計算ができない。」という回答のため、現時点では電力系統側の%インピーダンスの値をお示しできません。
16	3	1	1	1	(3)	-	運転管理事業者の業務範囲	運転管理事業者の業務所掌について、添付資料1の区分表にご回答いただけないでしょうか。	添付資料1のとおりです。

■落札者決定基準に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
17	4	4	(1)	-	審査方法	表【基礎審査の項目】の審査対象として、「事業計画提案書」とあります。別添様式集に該当するものではありませんでしたので、当該提案書は提出不要（基礎審査対象外）と理解してよろしいでしょうか。	提出が必要な書類です。入札説明書、様式集の一部に記載漏れがありました。詳しくは、添付資料2をご確認ください。

■基本契約書に対する質問への回答

No.	条	項	号	カナ等	項目名	質問の内容	質問への回答
18	15	3	(4), (5)		秘密保持等	相手方の事前の通知により秘密情報を開示することができる条件として、第4号で「組合が守秘義務契約を締結した者に開示する場合」、第5号で「組合が本施設の運営に必要と認めた場合（本施設の保全や維持管理のためのみならず、改良又は更新を要する場合を含む。）」と定められておりますが、開示する内容によっては、受注者の競争力を阻害する可能性がございますので、本項第1号から第3号の条件を除き、開示にあたっては、事前に受注者の承諾を得ることとさせていただけないでしょうか。	基本契約書のとおりとします。

■建設工事請負契約書に対する質問への回答

No.	資料名	条	項	号	項目名	質問の内容	質問への回答
19	設計約款	3	1	-	「著作権に関する特約条項」（著作者人格権の制限）	「受注者は、発注者に対し、成果物又は本件建築物の内容を自由に公表することを許諾する」とありますが、公表その他第三者へ開示する内容によっては、受注者の競争力を阻害する可能性がございますので、公表その他第三者への開示にあたっては、事前に受注者の承諾を得ることとしていただけないでしょうか。	建設工事請負契約書のとおりとします。
20	設計約款	-	-	-	法令変更	受注者による請負業務に直接関係する法令の変更により、受注者に追加費用・損害が生じた場合は発注者にご負担いただくという理解でよろしいでしょうか。	入札説明書の別紙4に記載のとおりです。
21	-	-	-	-	新型コロナウイルスの影響について	新型コロナウイルスによる影響については、天災等その他受注者の責めに帰さない事由に含まれ、それによる工期の遅れについて受注者は責任を負わないものと考えてよろしいでしょうか。	天災等の不可抗力によるリスクは軽微なものを除き組合のリスクとなっています。一概に新型コロナウイルスによる影響が、不可抗力に該当するとは言えないと考えています。ただし、国、府等の通知、指導に基づき協議することとします。

■ 運転管理業務委託契約書に対する質問への回答

No.	条	項	号	カナ等	項目名	質問の内容	質問への回答
22	35条 の2	3	-	-	契約の終了及び引継ぎ	「…した上で、本施設の最新の取扱説明書、業務に関してこの契約に基づき作成されたマニュアル、計画書、報告書等その他業務の遂行に必要な図書等を引渡すものとする。…」とありますが、当該引渡書類の中に受注者の秘密情報が含まれる場合には、受注者の競争力を阻害する可能性があるため、当該秘密情報は引渡書類上の記載から除外できる、ないしそのような対応について発注者と事前に協議させていただけないでしょうか。	当該引渡書類の中に受注者の秘密情報が含まれる場合の対応について、事前に協議することとします。
23	43	1	3	-	発注者の解除権	「正当な理由なく、第41条第2項に定める追完がなされないとき。」とありますが、第41条第2項に定める追完とは、具体的に受注者のどのような行為を指すかご教示ください。	第41条第2項に定める追完とは、第41条第2項に定める場合において、契約不適合（かし）の存在の証拠その他必要な資料を作成するほか必要な協力をを行うことを指しています。
24	2	-	-	-	「著作権に関する特約条項」	「発注者は、成果物が著作物に該当するとしなにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができ、・・・」とありますが、公表その他第三者へ開示する内容によっては、受注者の競争力を阻害する可能性がございますので、公表その他第三者への開示にあたっては、事前に受注者の承諾を得ることとさせていただけないでしょうか。	運転管理業務委託契約書のとおりとします。
25	-	-	-	-	新型コロナウイルスの影響について	新型コロナウイルスによる影響については、天災等その他受注者の責めに帰さない事由に含まれ、それによる工期の遅れについて受注者は責任を負わないものと考えてよろしいでしょうか。	天災等の不可抗力によるリスクは軽微なものを除き組合のリスクとなっています。一概に新型コロナウイルスによる影響が、不可抗力に該当するとは言えないと考えています。ただし、国、府等の通知、指導に基づき協議することとします。